

第三十四回 参議院農林水産委員会會議録第三十五号

昭和三十五年六月十六日(木曜日)午後一時四十八分開会

委員の異動

六月十日委員松村秀逸君辭任につき、その補欠として櫻井志郎君を議長において指名した。

本日委員、青田源太郎君及び植垣弥一郎君辭任につき、その補欠として谷村貞治君及び最上英子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君

委員

秋山俊一郎君
石谷 憲男君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
田中 啓一君
田中 茂徳君
高橋 衛君
藤野 繁雄君
最上 英子君
谷村 貞治君

政府委員

農林政務次官 大野 市郎君
農林省農林 坂村 吉正君
経済局長 水産庁次長 高橋 泰彦君
事務局側 常任委員 安桑城敏男君
会専門員

説明員

農林省農地 中村 武夫君
局建設部長 害復旧課長 林野庁指導 若江 則忠君
部治山課長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について御報告をいたします。

六月十日松村秀逸君が辭任、その補欠として櫻井志郎君が選任されました。また、本日青田源太郎君、植垣弥一郎君が辭任、その補欠として谷村貞治君、最上英子君が選任されました。

○委員長(堀本宜実君) この際、お諮りをいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、理事の補欠互選を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。ついでには、互選の方法は、成規の手続を省略して、便宜委員長から指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 異議ないと認めます。よって委員長は、理事に櫻井志郎君を指名いたします。

○委員長(堀本宜実君) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産施設等の災害復旧事業に関する特別措置法案(閣法第一四六号)、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案(閣法第一四七号)及び昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(閣法第一四八号)、以上四件の予備審査の法案を一括議題といたします。

まず、四案について順次提案理由の説明を求めます。

○政府委員(大野市郎君) ただいま提案になりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由をまず御説明申し上げます。

この改正法律案の内容は、本年五月のチリ地震津波により特に著しい被害を受けた一定区域内の被害農林漁業者に対して貸し付けられる経営資金について、貸付限度額の特例を設けるものであります。

すなわち、真珠又はカキの養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、その他の漁業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は二十万円と、通常の貸付限度額の十五万円に比べそれぞれ大幅に貸付限度額を引き上げ、もってチリ地震津波による被害農林漁業者に対する資金の融通に遺憾のないようにいたしたいと存するのであります。

以上がこの法律案を提案いたす理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

次に、チリ地震津波による水産関係災害の復旧等の助成に関する特別措置に関する三法案の提案説明を申し上げます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産施設

る災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

最初に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案について御説明いたします。

今回のチリ地震津波災害により沿岸漁業者の所有する小型漁船で被害を受けたものは六千隻に達し、しかも、その被害は地域的に集中して発生しているものであります。これら被害沿岸漁業者の多くは経営規模の零細な漁家であります。漁船は最も重要な生産手段であり、これが被害は、漁家の経営と生活に対する甚大な打撃となるのであります。従って、被害沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持するためには、災害を受けたこれら小型漁船の早急な復旧をはかることが先決であります。これら沿岸漁業者の作業能力は低く、自力による回復はきわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、組合員の所有経営にかかわる小型漁船の被害の大きい漁業協同組合に対し、国及び都道府県が特別の助成措置を講じ、被害を受けた沿岸漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造を行なわせることが、必要かつ適当な措置と考えられるのであります。

このため、チリ地震津波災害による小型漁船の被害が著しい都道府県に対して

象とし、これらの都道府県において組合員の所有経営にかかわる小型漁船の被害の著しい漁業協同組合が、チリ地震津波災害によりその所有経営にかかわる小型漁船について沈没、滅失その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に供するために小型の漁船を建造する場合において、その建造に要する経費の三分の二を都道府県が補助する場合、国は予算の範囲内で、この都道府県の補助額の二分の一を補助することとすることができることとした次第であります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案について御説明いたします。

今次津波災害におきましては、水産関係の共同利用施設、すなわち共同加工工場、冷蔵庫、倉庫等のこうむつた損害も相当大きいものがあるものであります。これらの共同利用施設は、漁業者の漁獲物の円滑な処理を行ない魚価の維持に貢献する等、漁業経営上欠くべからざる施設でありますから、漁業者の個人施設と同様、その迅速な復旧をはかる必要があることは申すまでもありません。

水産業協同組合の所有する共同利用施設の災害復旧につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によりまして、一カ所十万円以上の復旧事業費につき十分の二の国庫補助を行なうことになつておりますが、今回は、災害の実情にかんがみ、その特例を設けて、被害

激甚地域に対する補助率を十分の九に、その他の地域に対する補助率を十分の五に引き上げるとともに、被害激甚地域における補助対象事業費を一カ所三万円に引き下げる措置を講ずることとした次第であります。

さらに、この法律案におきましては、水産動植物の養殖施設に対する助成措置を定めております。今次津波災害においては、水産関係個人施設の被害が大きかったのであります。特に、カキ、真珠等の水産物養殖施設については、昨年以来再度の災害を受けた漁業者も多く、その打撃は深刻なものであるものであります。このため政府といたしましては、被害の大きかった地域における、カキ、真珠及び真珠貝の養殖施設の災害復旧事業に對しましては、被害の程度に応じ予算の範囲内において十分の九以内の国庫補助の措置を講じ、これら養殖業のすみやかな回復を期することとした次第であります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について御説明申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落で集中的な打撃を受け、漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設の大半を喪失したものが多数に及ぶことでありまして、これら漁村部落の漁民は、当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまして、これら被害激甚漁村部落につきましては、網組、のり組、生産組合等の漁民集団により、それぞれその地域に

適した漁業を応急的に実施させ、また必要な共同利用施設を建設させることによりその迅速な立ち上がりをはかることが何よりも必要と考えられますので、漁民の漁業施設、住宅等の被害の大きい部落の区域をその地区内に含む漁業協同組合が、これら部落の漁民の共同利用に供する水産養殖施設、網漁具、その他の共同利用施設を設置するのに必要な経費につき、都道府県が当該漁業協同組合に對し、二分の一を下らない率による補助をする場合には、国は予算の範囲内において、当該都道府県に對し、二分の一の補助をすることができるとした次第であります。

チリ地震津波による水産関係の災害復旧等の助成に関する三つの特別措置法案の内容はおおむね以上の通りであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(堀本宜実君) 次に、四案につき順次補足説明を求めます。なお、政令事項の内容及び予算関係についても説明を願います。

○政府委員(坂村吉正君) それでは天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきましての補足説明をいたしたいと思います。

すでに御承知のように、今度のチリ地震津波の被害に對しましては、非常に激甚でありましたので、天災融資法の発動を予定いたしました。災害直後、農林省といたしましては、各中金その他の金融機関を通じてつなぎ融資をするようにということで、そう

いうつなぎ融資を促進するための通牒を出していろいろ措置をとって参りましたのでございまして、そこで、現行法におきまして、先般の六月八日でございますが、今度の津波による被害農林漁業者に対する天災融資法を適用することができるといふ措置をいたしまして、現行法の上で天災融資法を適用するといふことの決定をいたしました。六月八日の政令でこれを公布いたしました。融資の総額は、各県の実情調査の資料によりまして、二十三億円というところで政令を公布いたしましたわけでございます。しかしながら被害の実態を見ますと、非常に深刻な被害がたいぶ多いのであります。特に水産関係につきましてその被害の程度が大きいのでございまして、これは現行法の上では融資の措置が十分でないといふふうに判断をいたしました。この天災融資法の改正をいたしまして、そうして必要な措置をとることが必要であるといふふうに考えましたわけでございます。そういうことでこの天災融資法の改正をお願いいたしましたわけでございます。

この内容は、先ほど政務次官の提案理由の御説明にありましたように、主体は、資金の貸付ワクの限度を引き上げるといふ内容でございます。その中で特に漁業者が一番被害が激甚でございまして、その他の部門におきましては、特に法律を改正いたしまして限度アップをするといふほどのことでもないではないかというふうな判断でございまして、漁業者につきまして、前の伊勢湾台風の際に行ないましたと同じ程度の救済措置を考えまして、同じ程度に限度アップをするということをお願いを申し上げておるわけでございます。今までは漁業者についての経営資金については、最高十五万円、その他の資金についても十五万円でございます。また、今回の改正におきましては、経営資金については、これを二十万円、真珠及びカキの養殖に必要な資金として貸し付けられる資金については五十万円、こういうことで伊勢湾の場合と同じような措置をとりたいといふふうに考えておりますわけでございます。

この天災融資法といふのは、御承知のように被害を受けた農林漁業者に對しまして系統金融機関あるいはその他の金融機関から融資をいたしまして、それに対しまして政府それから県、市町村という三段階で、三つの機関がおのおのその損失補償、それから利子補給といふことをやりまして金利を下げていくという性質のものでございまして、そこで、この法律によりまして一般の被害農林漁業者、それから特別被害農林漁業者、こういう二つの区分がございまして、一般の被害農林漁業者につきましては、金利は六分五厘、それから特別被害農林漁業者については三分五厘、こういう金利にいたしておりますわけでございます。そのほか、さらに伊勢湾の場合におきまして、特に被害の激甚な県を政令で指定をいたしまして、その県に對しまして、伊勢湾の場合にも特別法を適用いたしたわけでございますが、この場合におきまして、今回の伊勢湾の場合と同じように、被害の激甚な県を政令で指定をいたしまして、その県につきましてこの特別法を適用したいといふふうに考えておりますわけでございます。

お願いを申し上げておるわけでございます。今までは漁業者についての経営資金については、最高十五万円、その他の資金についても十五万円でございます。また、今回の改正におきましては、経営資金については、これを二十万円、真珠及びカキの養殖に必要な資金として貸し付けられる資金については五十万円、こういうことで伊勢湾の場合と同じような措置をとりたいといふふうに考えておりますわけでございます。

す。その政令で指定をしたいというふうに考へております。県は、大体農業関係では岩手、宮城、それから三重、徳島という四県でございまして、それから漁業関係では北海道、青森、岩手、宮城、静岡、三重、和歌山、徳島、愛媛それから高知。今申しました県は特別被害地域を指定をいたしまして、特別被害農業者といたしまして三分五厘の金融をやるといふこともできる県でございます。それからこの特例法を適用しようと思つて現在考へております県は、北海道、青森、岩手、宮城、静岡、三重、和歌山、徳島、愛媛及び高知、一道九県でございまして。

大体そういうことで運用をいたしていきたいというふうに考へておりますわけでございます。どうぞよろしく御審議をいただきます。と思います。

○政府委員(高橋泰彦) それでは最初に小型漁船の建造に関する特別措置法についての御説明と、それに伴います特別措置法の施行令要綱、これについて補足的に御説明申し上げます。

まず、全体の趣旨につきましては、ただいま政務次官より御説明した通りでございますが、この小型漁船の建造に関する措置法の第一項におきまして、まず、小型漁船の被害が著しい都道府県で、政令で定める府県についてこの法律が適用されるわけでございますが、その点が政令要綱の第一のところで書いてありますように、「法第一項の政令で定める都道府県は、次の二つの要件のすべてを満たす都道府県とする」というふうに考へております。その第一は、「その都道府県の区域内に住所を有する漁業者の小型漁船でチリ地震津波による著しい被害を受けたもの合計隻数が百隻をこえること。」、

第二の要件は、「その都道府県の区域内の漁業協同組合の総数に対する小型漁船に被害のあった漁業協同組合の数の割合が百分の十をこえること。」、これが府県が指定される要件でございます。この要件は過般行ないました伊勢湾台風の際にとりまして要件と同じでございます。次は、この法律の第一項の後段で書いてあります点は、要するに国が三分の一を補助し、都道府県が三分の一を補助するという趣旨でございます。

第二項におきましては、さらに、以上の都道府県の要件のほかに、漁業協同組合の要件を政令で定めるといふふうに書いてあります。その要件と申しますのは、この要綱案の二で書いてありますように、「法第二項の政令で定める要件は、その組合員の小型漁船でチリ地震津波災害により沈没、滅失その他著しい被害を受けたものの合計隻数が十隻をこえるか、又はその組合員の小型漁船の総隻数に対する被害小型漁船の合計隻数の割合が百分の二十をこえるかのいずれかとするものとする」と、こうでございます。この漁業協同組合の要件は、過般の伊勢湾台風の際にとりましては、十隻というところが二十五隻、それから百分の二十というところが百分の四十という規定になっておたのでございまして、今般の災害の実態にかんがみまして、その要件を引き下げまして、ここで書いてありますような要件といたすわけでございます。

それからさらに、この法律案で出て参ります小型漁船は、政令でその範囲を定めるといふふうに書いてあります

するので、その点もその要綱の三の小型漁船の範囲として「法第二項の政令で定める小型漁船は、無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船」ということにならしてあります。

それからさらに、法案の方の沈没、滅失その他政令で定めるという著しい被害という被害の範囲の問題でございますが、これは「法第二項の政令で定める著しい被害は、修繕することができないか、又は著しく困難な程度が損壊とする」というふうに伊勢湾と同じようにいたすこととしております。で、法案の最後に「政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする」と、こうでございますが、その「政令で」と申しますのは、五の小型漁船の建造の要件に書いてありますように、「法第一項の国の補助に係る共同利用小型漁船建造費は、二の要件に該当する漁業協同組合が、被害小型漁船に係る組合員の共同利用に供するたため、当該漁業協同組合に係る被害小型漁船の合計隻数及び合計総トン数の範囲内の合計隻数及び合計総トン数の小型の漁船を建造するのに要する経費に限るものとする」とございまして、これは伊勢湾台風の際にとりましては、被害を受けた漁船の三隻に対して一隻だけ国が八割補助をするという趣旨で組み立てられておりまして、従いまして、組合は三隻のうちの一隻を所有して組合員の共同利用に供するといふのが伊勢湾台風の際の措置であつたわけでございますが、この点につきましては、その後の実態及び今次の災害の実態からいたしまして、三隻――

一隻ということとは固執いたしません、原則として二対一の割合で復旧させるというふうに切りかえたわけでございます。この点が伊勢湾の際にとりましては措置と今回の措置とかなり基本的に変つた点かと考へられていた次第でございます。

次は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案と、その政令について御説明申し上げます。

この法律の第一条は、これは今回の津波の災害を受けた水産業協同組合の所有する共同利用施設に関する特別措置でありまして、この考え方につきましては、伊勢湾の際にとりましては、と同様でございます。

第二条でございますが、第二条の、まず目的とする「水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの」と、こうでございますが、これにつきましては、お手元に配付いたしました施行令案要綱といふものの第二に書いてありますように、「法第二条の政令で定める水産動植物の養殖施設は、かき、真珠又は真珠貝の養殖いかだ」というふうに考へております。なお、この養殖施設に対しては助成措置を講ずる地域の問題でございますが、これは政令の第三の地域指定というところに書いてありますように、「法第二条の政令で定める被害地域は、かきの養殖いかだに係るものにあつては第一号、真珠又は真珠貝の養殖いかだに係るものにあつては第二号に掲げる区域とする」というふうにしております。まず、カキの養殖の用に供せられていた養殖いかだで、今回のチリ津波による災害を受けたもの数が、災害の発生の際に、その市町村の地先水面でカキの養殖の用に供せられていた養殖いかだの数の百分の二十をこえる市町村の地先水面の区域というふうに規定しております。それから、なお真珠及び真珠貝につきましては、同様にやはり百分の二十ということに基づいていたしております。で、この基準それ自体の考え方につきましては、伊勢湾台風の際と同じでございます。それから法案の方に「事業費につき十分の九の範囲内で政令で定める率を下らない率による補助をする場合には、云々」といふふうに書いてございまして、この補助率の問題につきましては、要綱の第四に、「かきの養殖いかだに係る法第二条の政令で定める率は、漁業者ごとに、次の各号に掲げる災害復旧事業費の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる率とするものとする。」、「一、災害復旧事業費(以下「災害復旧事業費」という。)のうち六台以下の台数の養殖いかだに係る部分については、十分の九。」、それから「二、災害復旧事業費のうち前号に掲げる部分以外の部分については十分の五」とし、「累年被害者の十台以下のものに限り、この限りではない」といふようにしております。で、この文の考え方でございますが、大体カキの養殖いかだにつきましては、最初の被害地域につきましては、伊勢湾と同様の措置、すなわち六台以下の台数のいかだにつきまして十分の九というふうにいたしまして、累年の災害を受けた地域につきましては、十台以下のものに限りまして七台から十台の間のところが十分の五というふうにしたわけでございます。

の数が、災害の発生の際に、その市町村の地先水面でカキの養殖の用に供せられていた養殖いかだの数の百分の二十をこえる市町村の地先水面の区域というふうに規定しております。それから、なお真珠及び真珠貝につきましては、同様にやはり百分の二十ということに基づいていたしております。で、この基準それ自体の考え方につきましては、伊勢湾台風の際と同じでございます。それから法案の方に「事業費につき十分の九の範囲内で政令で定める率を下らない率による補助をする場合には、云々」といふふうに書いてございまして、この補助率の問題につきましては、要綱の第四に、「かきの養殖いかだに係る法第二条の政令で定める率は、漁業者ごとに、次の各号に掲げる災害復旧事業費の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる率とするものとする。」、「一、災害復旧事業費(以下「災害復旧事業費」という。)のうち六台以下の台数の養殖いかだに係る部分については、十分の九。」、それから「二、災害復旧事業費のうち前号に掲げる部分以外の部分については十分の五」とし、「累年被害者の十台以下のものに限り、この限りではない」といふようにしております。で、この文の考え方でございますが、大体カキの養殖いかだにつきましては、最初の被害地域につきましては、伊勢湾と同様の措置、すなわち六台以下の台数のいかだにつきまして十分の九というふうにいたしまして、累年の災害を受けた地域につきましては、十台以下のものに限りまして七台から十台の間のところが十分の五というふうにしたわけでございます。

次は眞珠の問題でございますが、眞珠又は眞珠貝の養殖いかだに係る法第二条の政令で定める率は、漁業者ごとに、次の各号に掲げる災害復旧事業費の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる率とするもの」といたしております。そして「使用いかだ台数十台以下の新規被害者及び使用いかだ台数百台以下の累年被害者に限る」ということでございます。そして「災害復旧事業費のうち十台以下の台数の養殖いかだに係る部分については十分の九」、それから「災害復旧事業費のうち前号に掲げる部分以外の部分については十分の五」、すなわち「累年被害者の三十台以下のものに限る」というふうないたす所存でございます。これはちよつとおわかりにくいかと存じますが、要するに、最初に被害を受けた地域につきましては、伊勢湾と同様の措置をとりますが、累年災害につきましては、伊勢湾のワクを上回る措置をとりたい。でその部分につきましては、十分の五の補助率で措置いたしたいというところでございます。その際の上限は、この最後に書いてありますように、累年被害者の三十台以下のものに限り、累年被害者の三十台以下のものに限り、要約いたしますと、使用するいかだ台数の百台以下のものに限りまして、累年の場合に十分の五の補助率で助成をする、こういう趣旨でございます。

次は、法案の昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案並びにそれに関する施行令案の要綱案について御説明申し上げます。

この法律は、従来になかった措置でございます。従前は、狩野川台風その他の場合におきましては、予算措置をもって措置して参つたのであります。が、今回は特に法律を作りましてこれに対応していくという考え方でございまして、考え方のポイント、先ほど政務次官より説明した通りでございます。

まず、法案におきましてこの措置の対象になりまする部落でございます。が、法律案におきましては、「漁民の漁業施設、住宅等の被害の大きい部落で政令で定めるもの（以下「特別被害漁村」といふ。）」、こういうことでございまして、まずこの地域が指定され、その地区内に含む漁業協同組合が、以下御説明いたしまするよう、事業をいたすわけでございまして、それに対して二分の一の補助をする、こういう考え方になっております。従いまして、まず第一に、地域指定の問題でございまして、これは要綱案に書いてありますように、「昭和三十一年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法第一項の政令で定める部落は、第一号及び第三号の要件又は第二号及び第三号の要件を満たすものとして都道府県知事が農林大臣の承認を受けて指定する部落とするもの」といたします。

では、一号として、「その部落の区域内に住所を有する漁民又はその団体が法第一項の災害の発生の際に所有していた小型定置網等の網漁具に対する当該網漁具で当該災害を受けたものの割合が、一定の比率をこえること」、従いまして、この趣旨は、小型定置網等の網漁具が相当程度の被害を受けた部落と、このように考えられるわけでございまして、第二号としては、「前号の漁民又は団体が法第一項の災害の発生の際に所有していたり養殖施設に対する当該のり養殖施設で当該災害を受けたものの割合が、一定の比率をこえること」ということでございまして、これはノリ地帯におきましては、ノリの養殖施設の被害の度合いで部落を指定していく、こういう考え方でございまして、次の第三号といたしましては、この規定でございまして、まず、「その部落の区域内にある第一号の漁民の住宅の総数に対する当該住宅で当該災害を受けたものの合計数の割合が、一定の比率をこえること」ということでございまして、この趣旨は、部落の漁民の住宅が相当程度以上の被害を受けておる場合ということでございまして、この第一号、第二号、第三号がそれぞれ第一号及び第三号、第二号及び第三号、これのいずれかの要件を満たすことによりまして部落を指定する、こういう考え方でございまして、

以上で部落がはばかるわけであり、次は、どのような特定漁業の施設設置をするかということでございます。この点は法律の第二項で、「組合員の共同利用に供するため、の漁業施設（網漁具を含む。）で政令で定めるもの」、こうございするが、それにつきましては、要綱案の第二、漁業施設の範囲ということ、法第二項の政令で定める漁業施設は、水産物干場、加工施設その他の共同利用施設、のり等の養殖施設及び小型定置網等の網漁具」というように考えております。で、このやり方でございまして、ただいま考えている範囲では、このような漁業施設の利用方法を考へておるわけですが、これは被害激甚漁村部落におきまして漁業生産組合、網組ないしノリ組といったような漁民の集団に對しまして、漁業協同組合がこれらの施設を、二分の一の補助を受けたこれらの施設を貸し付け、応急的にこれらの漁業の復旧を促進するといふふうに考へておるわけでございまして、

以上がこの特定の漁業施設の設置に関する特別措置法施行令並びに本法の概略の説明でございます。

○委員長（堀本宜実君） ただいま説明を求めました四案について一括質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○秋山俊一郎君 この小型漁船の復旧に対する予算は大体どの程度に考へておられますか。

○政府委員（高橋泰彦君） ただいま大蔵省と折衝中でございます。まだ最終的に決定いたしておりません。

○秋山俊一郎君 ごく大ざっぱでいいんですが、この法律案でどれくらい船が建造されることになるか、大よその程度でいいですか。

○政府委員（高橋泰彦君） まだ確定的な数字ではございませんが、まず、被害隻数をきめる場合に該当する府県が問題なわけでございしますが、ただいま

の手持ちの資料で、かりに検討しておる段階としては、該当する府県としたしましては、北海道、青森、岩手、宮城及び和歌山の五県がこれに該当するのではないかと考へられておられます。従いまして、もしそうだといたしますと、おおむねこの補助の対象となる漁船は約二千九百隻以下ではないかというふうに考へております。従いまして、そういう想定のもとに計算いたしますと、予算総額はおおむね五千万台ではないかというふうに、ただいまのところ計算して、大蔵省と折衝いたしておる段階でございます。

○秋山俊一郎君 この補助につきましては、大体三分の二が補助されると、そうするとあと三分の一はそれぞれ組合で調達しなければならぬが、これらに対する資金は何か特別に金利の安いもので金融するよう、融通するようなどことになりませんか、それともそれはもう勝手に自分でやる、こういうことになるのですか。

○政府委員（高橋泰彦君） この小型漁船につきましては補助の融資についてどのように考へておるかという御質問でございますが、これは自己負担部分につきましては、漁業協同組合の事業といたしまして、農林漁業金融公庫の融資を期待しておるような次第でございます。

○秋山俊一郎君 その融資される資金につきましては償還期限とか、あるいは利息とかいうようなものは、普通の金融と同じに扱いますか。何かこれに對して金利を安くするとか、あるいは償還期限を相当長く見るとかい

らうようなことは特別に今回は措置しないのですか。

○政府委員(坂村吉正君) 農林漁業金融公庫の方の融資につきましては、この場合には漁業協同組合が建造いたしましたので、共同利用施設といたしまして貸し付けることになるわけでございますが、これは普通の場合には七分五厘でございますけれども、災害の場合には金利を下げまして七分の金利で貸し付ける、こういうことに相なっております。それから償還期限は十五年でございます。償還期間は十五年以内でございます。償還期間も二年以内でございます。

○秋山俊一郎君 おおむねどれくらい考えておりますか。据え置きじやない、償還期限を。

○政府委員(坂村吉正君) この範囲内で、公庫が実際に応じているいろいろな貸付の具体的な場合に相談していく、こういうことでございます。

○仲原善一君 天災融資法の改正の問題と関連した話ですが、旧債があつて、それが集つていかなかねか払えない、そういう問題が組合によつてはいふあると思ひますけれども、そういうものと今度の災害の場合と全く切り離して、そのワクの通りに二十万なり五十万出ることになるのかどうかです、それは旧債がうまく整理されてない、滞りなり延滞なりになっているところについてこれは適用できるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(坂村吉正君) 現実問題といたしまして、天災融資法の金が出ますのは組合から出るわけでございますので、従来の旧債等についても、その

旧債がある場合どうするかという問題がいろいろあると思ひます。ただ実際問題といたしまして、天災融資法の場合には、市町村、県、あるいは国と

いうようなところで損失補償をやっております。ですから、そのために災害を受けた農林漁業者が、これは組合におきまして、最終的には損失になるのじゃないかというふうなものについて、これは私思ひ切つて貸せるように、こういうような趣旨で損失補償をやっているわけでございますが、また、そういう問題を起さないように、できるだけ旧債等のことや何かについて、実際に困っている者に貸せないというふうなことが起りませんように私たちが指導をいたしております。

○仲原善一君 先ほどの御説明で、何か二十三億ばかりというふうな計算をしておられましたけれども、この金融のワクは従来のワクの中でおやりになるのか、あるいはそれを特別に今回ふやして、資金ワクをそれだけふやすのか、その点はどうかになりますか。

○政府委員(坂村吉正君) 先ほど説明のところでもちよつと落として申し上げておきましたけれども、現行法で六月の八日に適用、発動いたしました場合が二十三億の総ワクでございます。今度限度アップをいたしました法律改正をお願いいたしました場合には、三十億にいたしましたというふうに考えております。大体三十億で現在の調査の状況ではまかなえるのじやあるまいかというふうに考えております。

○仲原善一君 それから水産庁次長にお伺いしたいのですけれども、伊勢湾台風の場合と、今回のチリ地震津波の場合と比較して、今回有利になった部

分だけをちよつと、大よそでいいですけれども、どの点だけが有利になったか、ちよつとお知らせをお願いしたいと思います。

○政府委員(高橋泰彦君) 私どもの、きょう御審議願ひましたのは三つの法案についてでございますが、まず、小型漁船につきましては、従来の三隻に対して一その割合で復旧の措置をいたしましたのでございますが、今回はそのことを条件とせず、原則として一対一の割合で助成をするという点は、いろいろ考え方もあろうかと存じます。が、実際問題としては漁業者には便利になったのではあるまいかというふうに考えられております。

それから補助率の問題でございますが、伊勢湾の場合には三隻に対して八割でございますから一隻当たり二割六分六厘何がしなるかと思ひますが、その点につきましては、国を三分の一とし、なお知事の補助を三分の一、合計三分の二にいたしております。その中で、実質的な漁業者の負担は残りの三分の一ということになっております。その中で、見かけの補助率の問題ではなくて、個々の漁業者にとつての自己負担部分ははるかに低い率となつてい

ます。それからこの暫定措置法関係の養殖いかだについてでございますが、伊勢湾におきましては、真珠は原則として十台以下のかだについて九割補助でございますが、今回は累年災害につきましまして、百台未満の経営体につきましまして三十台までのところは五割を補助するというところでございます。従いましてこの再度災害

を受けた特に三重県等の地帯におきましては従来のより範囲の広いいかだにつきましまして助成金が交付される、こういうことにしております。同じようにカキにおきましても、初めての災害の地帯におきましては、伊勢湾と同じように六台ということでございます。が、やはり累年の災害地帯におきましては、補助率は若干今度追加される部分につきましまして下がりますが、しかし、いづれにしても十台未満までこれを見るところが伊勢湾より変わった点であらうかというふうに思ひます。

それからなお第三番目といたしましては、伊勢湾の際には、やはり予算措置といたしまして、この共同利用施設の措置は主として農村についてとられただけでございますが、今回は特に漁業についての災害が多かつたこと、それから全体としての災害の額は少ないけれども部落に対する漁業の被害が集中的であつたこと、それらの点にかんがみまして、このたび漁村の復興に法をいたしまして五割の補助をするというふうな体系を整理いたしました点は、伊勢湾と違つた点というふうに解してあります。

○仲原善一君 ただいまの最後の共同施設の問題ですが、これは新設をやる場合でもいいわけですね。災害にかからなくて、そういうものが全然なかったところも、この災害を契機にして新築共同施設をやるという場合にも補助金は出るわけですか。

○政府委員(高橋泰彦君) これは先ほど説明いたしましたように、政令その

他の規定に該当する部落におきまして、最も当面必要な漁業施設の復興をいたしたいという考えでございます。から、従いましてその部落に適した新しい事業であつても差しつかえないというふうに考えております。

○仲原善一君 次に農地、農業用施設というものは、この伊勢湾台風の場合には、被害激甚地については相当の高率補助をやつて、そして補助残については起債を認めていったやり方があつたわけですが、今回の場合は農地なり農業用共同施設、そういうものについては措置は必要はないのですか。

○説明員(中村武夫君) 今回の津波により被害額は、先ほど資料を差し上げましたと思ひますが、農地、農業用施設関係では約十一億ございまして、そのうち海岸の占める部分は約七億、その他農地、農業用施設につきましては三億四千万ばかりでございます。従いまして局部的には非常に被害の激甚なところもございまして、全体的に見ますと割合農地、農業用施設の被害は軽少でございますので、特に伊勢湾のような特別な措置を考えなかつたような次第かと思ひます。

それから海岸につきましましては、御存じのように津波対策事業に関する特別措置法が制定されますので、これによつて救済されることになると思ひます。

○仲原善一君 今回の津波の場合に防潮林があつて大へん役に立つたという話も聞いておるわけですが、防防潮林関係についての、今回の被害なんかを契機にして何か措置しておられるのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○説明員(若江則忠君) 今度のチリ地震津波に對しまして防湖林が果たした効果は各地から報告されておるわけでございますが、つきましては、今災害復旧課長から述べられました津波対策事業の特別措置法という法律の中で、対策事業として防湖林を組み入れることによりまして積極的に防湖林による津波対策事業を今後拡充したいと、かように考えております。

なお関連いたしまして、本月中に大学あるいは試験場、水産科学研究所等の権威者を現地に派遣いたしまして、津波に對する防湖林の機能、効用等をつぶさに審査いたしまして、今後の防湖林の配置等の参考にいたしたいと、かように考えます。

○委員長(堀本宜実君) ちょっと伺いますが、この「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案要綱」の中で、五十万円の融資をする、その表書きの書き出しに、真珠またはカキの養殖に必要な資金として貸し付ける場合、ということが書いてございす。ここには「真珠またはカキの養殖に必要な」と、こう書いてある。ところが説明書の中を見ますと、カキ、真珠及び真珠貝の養殖施設の被害復旧に對しまして被害の程度に応じて予算の範囲内で補助をしよう、こういうのが、これには「真珠」と書いてある。こちらには「真珠及び真珠貝の養殖」というふうに事を分けて書いてあるのだが、これは一体どういふわけなんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 法律案の文章と、それから説明書きとが違ふようでもことに恐縮でございますが、真珠

の養殖と真珠貝の養殖と、こゝ一緒に考えました場合に当然ダブルのわけでございますけれども、真珠貝の方は非常にその金額が張らないわけでございます。それで真珠の養殖の方が金額が張るわけでございます。ですから法律の言葉といたしましては、真珠ということとでこれを一緒にカバーいたしまして限度を上げておいた、こういうふうなことで御承知願いたいと思ひます。

○委員長(堀本宜実君) それでは内容は同様である、こゝういふことに解釈していいわけですか。

○政府委員(坂村吉正君) さうでございます。

○委員長(堀本宜実君) もう一つ水産庁の次長に伺ひたいと思ひますが、その打撃が個人に非常に大きいといふことで、新しく被害を受けたものに對しては十分の九以内の国庫補助の処置を講ずるといふことになつておるやうであります。十台以下という限度をこの前の何ですか、伊勢湾台風のときにも設定されたので、今ごろ聞くのはおかしいように思ひますが、一応十台以上に及ばないという理由は何か、特別の理由があつたわけですか。

○政府委員(高橋泰彦君) これは伊勢湾台風の場合にとつた措置にさかのほるわけでございますが、われわれの考へ方は、やはり零細経営体の持つておるいかだに對して助成するといふ考え方でございす。従ひまして、その場合には、真珠につきましてはいろいろと経営体が一、二台の経営体から数百台にまたがる経営体、いろいろ階層の差があるわけでございますが、一応助成の対象にするのは十台以下の経営体について、十台まで見るという趣旨

でございます。従ひましてこのたびも最初に被害を受けた地帯につきましては、伊勢湾と同様な措置で考へて参りたいといふふうに措置した次第でございます。

○委員長(堀本宜実君) 大体わかりました。

○政府委員(坂村吉正君) 先ほどの説明で、言葉の關係であるいは誤解をいたしたくといふかと思ひますので、もう一度お答え申し上げますが、真珠の養殖の場合には非常に金額が張るのでございまして、ですから真珠の場合に五十万円で引き上げたわけでございますが、母貝の養殖の場合には、真珠貝の養殖の場合にはこれは金額が張らないのでございまして、これは普通の経営資金としての二十万円の範囲内でやつていける、こゝういふ考へ方でございす。ですから、従ひまして、法律の方におきましては、真珠といふことで一応上げてありまして、その他、一般の母貝の養殖等だけをやつております場合には、一般の経営資金と同じように十五万円を二十万円に上げた、その範囲でやつていける、こゝういふ考へ方でございす。

○櫻井志郎君 この前の委員会に私が休みましたので、そのとき質問があつて答へが出ておるのなら、これはもうよろしいのですが、休みましたので、質問いたしますが、今の中野原委員からも御質問があつたのでありますけれども、たとえばですね、今度の津波災害の小型漁船の補助額、法律は原が三分の二補助するものに対して国が半分、つまり一隻に対して三分の二補助される。それから伊勢湾台風のとときは、三隻について一隻が補助の対象に

なる、補助額は八〇%、伊勢湾台風のときにはどういふ説明あるいは趣旨だったか、私は忘れたのであります。三隻に對して一隻補助の対象になるというのは、多少その考へ方の中に共同化の促進といふことが政策として織り込まれてゐる、こゝういふ説明があつたかどうか知らぬけれども、私はさういふ解釈を現に勝手にしてゐるのですが、今度はそれは一対一だといふふうになつたのは、どういふわけなんですか。伊勢湾台風も非常に激しい災害をもたらした。今度の津波災害も、これは伊勢湾台風のように広い面にはきていない。当然津波災害であるから線として出てきてゐるけれども、いづれにしても災害を受けた方々といふ点から言ひましてこれは同じようにひどい災害を受けた。さういふ人たちの復興に對して国の補助行政としての現われが違つてくる。違つてくるについて、なぜさう違つてこなければならぬのか。なぜ、さういふ政策に違つた現われがなければならぬのか。相当期間が離れてゐるというのならこれは一つわかるのであります。同じ政権のもとに、時間的差のごく近い時期に起こつた二つの災害に、なぜさういふ違つた現われが出てこなければならぬのか、あるいはやむを得なくさうなつたのか、さういふ点についてまず御説明願ひたい。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの御質問は非常に重要な御質問だと思ひますが、まず大体申し上げたい点は二点あるかと思つております。

第一は、伊勢湾の際の被害の状況でございます。伊勢湾台風の際におきましては、非常に広い範囲で、今

回の漁船の被害よりもはるかに多い漁船が被害をこうむつたのでございまして、當時の状況といたしましては、資材の關係で被害を受けた漁業者の個々の船を直すだけの時間的な余裕と物理的な余裕が実はかなり窮乏しておつたように私たちとしては考へたのでございす。従ひまして、部落の中で物理的な点からいまして、三隻のうちの一隻くらい程度しか復旧し得ないといふ前提のもとにおきましては、それは金融その他の措置ないしは自己資金の關係で、たまたま裕福な方だけが船を持つことができて、その他の方はもう當分の間船を持つことができないといふ事態もございまして、さういふことでは効率的に船を使うことにはならないだらう、従ひまして、その際はやはり組合で、その三隻のうちのできました一隻を組合で持ちまして、これを三人が共同で使つて参らうといふことを考へた次第でございまして、こゝういふ意味で高率の補助をした次第でございす。従ひまして、結果として共同化になつたといふような説明があるいは当たるか、当たらないかは問題かと思ひますが、一応結果的にさうなる一隻をやつたと、こゝういふ事情かと思ひます。しかしながら、そのような事情があつたにせよ、一つの将来の行き方として、共同化にもなり得るといふ御説明をいたしましたことは事実でございす。

それから第二点は、そのような条件のもとに、一応共同化を目ざしてやつた実態がどうだったかといふ、その後における批判の問題でございす。これはなるほど三隻のうちの一隻だ

けしか船がでなかつた時期におきましては、立法したねらいが、完全に私どもとしては行ない得たというふうに確信いたしております。ところが、次第にその後の個人の努力によりまして、三隻の船をとりあえず組合で一隻を作り、その後組合員も一隻を作り、またその後一隻を作ると、こういう格好になつて参りますと、最初のねらいは共同化の点が、必ずしも所期の通りには継続されませんで、結果としては個人に使用が移つていくという結果になつたわけでございます。しかし私どもとしては、そのようになつたことは、やはり共同化ということに打ち出して、結果として漁民の利益になつたのであるから、これはやはり法の目的を達したのであるというふうに理解しておるような次第でございます。

さて、今回の災害でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、まずこの災害の程度から申しまして、それから特に地理的な条件その他の条件を考えますと、特に小型の木造船、無動力船、これは非常に今回被害が多かつたわけでございますが、これはやはり主として養殖に従事する船でもあるということをお知らせいたしますと、三隻のうちの一隻だけ作ればよいという点では、なかなか実態に合わない点が出てくるのじゃないかという点と、もう一つは、この際、施策のよろしきを得、林野庁の御協力があれば、三隻のうちの一隻と言わないで、三隻ともかなり急速に回復ができるであらうという想定も実は私どもとして持つておるような次第でございます。従いましてその伊勢湾の体験と今回の災害の性質によりまして、今度の提案

としては三対一という考え方はなしに、一対一を原則にいたした次第でございます。しかしながら、共同化の線はまだ捨て切つてはおりませんのでございまして、今度の措置も一対一で復旧はいたしますが、所有はやはり漁業協同組合といたしまして、急速に生産手段を復興し、漁業協同組合員にそれを適宜に行使させるという考え方をとつた次第でございます。

○櫻井忠郎君 どもも私、今高橋次長の御説明に納得しがたい点があるのですが、伊勢湾台風のときには、漁船の復旧資材が少なく、急速な漁船の復旧に對して、これに必要な資材の供給が多分困難であらうということを想定して、三隻に一隻ということにしたのだという話だとすると、どもも私はそういう説明であつたとすれば、あのときあの法案に同意はしなかつたであらうと思ふのです。そういう言い方をすれば、それじゃ住宅だつて、流れた住宅を復旧する復旧資材は困難である、何でも困難、じゃ住宅も三軒に一軒、五軒に一軒、十軒に一軒ということをお知らせしますか。こういう考え方で三隻に一隻とされたらとすると、私は非常に問題点がある、むしろ三隻に一隻というところをやつてみたけれども、実際の復旧という点になると、なかなかその共同化といひましようか、共同でやろうということが、行政の実態として困難であつた、あつたから、共同化の促進はしたいけれども、やむを得ずこつたのだという説明であるなら、それは私の氣持としては納得できる。その点もう少し簡潔に御説明いたしたい。

それからもう一つは、今度一対一ということにしたけれども、かりにその個人々々の漁業者が、一緒にやりましよう、前の場合と逆でございます。逆に持ち寄つてやりましよう、これは漁業協同組合の所有になるのです。たかね、いすれにしても個人負担というものは、分けて三隻なら三隻別々に作るというのを一隻にして負担をして、あとは共同経営でいきましよう、こういう希望が逆に出たら、それは補助金の対象にならないのかどうか。以上二点簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋泰彦君) 第一点の共同化必ずしもうまくいかなかつたのではないかと御指摘でございますが、そういう点は多分にあつたということでございます。

それから第二点の、漁業者個人々々が寄りまして、もう少し船を大きくしたい、ないしは動力化したいというふうな御希望のある場合には、先ほど御説明いたしました要綱の五の規定で書いてありますように、合計隻数または合計総トン数の範囲内におきましては、これは助成をもつておこたえたいというふうに考えております。

○櫻井忠郎君 次長、肝心なところ抜かしやつたので、三隻に一隻にしたというのには、資材がないからそうしたのだというあなたの御説明なんです、その通りであつたのか、もしそうであつたならば、なぜそんなに漁船だけは遠慮をしなればならなかつたのか。

○政府委員(高橋泰彦君) この伊勢湾当時の資材の状況は、確かに今回の災害の場合よりも、かなり窮乏であつたというふうに考えた次第でございます。

す。従いまして、そういう意図で共同化をはかつたというのがおもなねらいでございまして、しかし共同化の実態は、ただいま先生御指摘の通り、必ずしも共同化という趣旨は、所期の目的の効果を十分あげることができませんで、その後における漁民の要望も、個々で船を持ちたいという要望に変わつていくことは事実でございます。

○委員長(堀本宜実君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀本宜実君) 速記をつけ

他に御発言もなければ、こゝではしばらく休憩をいたします。

午後三時十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

六月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林用苗木買上げに関する請願(第三六一四号)(第三六一五号)

一、林業種苗法の一部改正に関する請願(第三六一六号)(第三六一七号)

一、農業災害補償制度改正等に関する請願(第三六二四号)(第三六二五号)(第三六二六号)(第三六二七号)(第三六二八号)

一、農業災害補償制度改正に関する請願(第三六三三号)(第三六三四号)

一、農業災害補償制度改正に関する請願(第三六四七号)

一、国産大豆の取扱ひに関する請願(第三六四七号)

第三六一四号 昭和三十五年五月二十六日受理

国有林用苗木買上げに関する請願

請願者 栃木県宇都宮市一の沢町三一七栃木県山林種苗協同組合内 鈴木邦太郎外二十六名

紹介議員 湯澤三千男君

最近国有林をはじめ、一般民有林において、自家用苗木育成の計画が進められているため、民苗買上げの数が次第に減少し、管下会員の窮乏は日増しに高まつているから、民苗生産業者の窮乏を考慮して国営苗は最少限度に止めて、この民苗買上げ措置はすべて系統組織を通じて行なわれたいとの請願。

第三六一五号 昭和三十五年五月二十六日受理

国有林用苗木買上げに関する請願

請願者 名古屋市中区南外堀町愛知県庁治山課内愛知県林業種苗組合連合会内 伊藤辰次郎外三名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第三六一四号と同じである。

第三六一六号 昭和三十五年五月二十六日受理

林業種苗法の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市中区南外堀町愛知県庁治山課内愛知県林業種苗組合連合会内 伊藤辰次郎外三名

紹介議員 柴田 栄君

現行の林業種苗法は昭和十四年に公布され、今日に至つては、その間林業界も幾多の革新が行なわれ、とくに戦前全く等閑に付されていた林木育種事業もようやく軌道に乗りつつあるが、その基本法であるべき林業種苗法が依

然改正されないことは遺憾であるから、(一)林業用種子はすべて国営をもつて採取し、これを民苗生産者に配付するよう規定すること、(二)林業用種苗業者はすべて国家登録を受けなければ、その業をなし得ないよう規定すること、(三)林業用種苗業者の団体はすべて林業種苗法によるものとするよう規定すること、(四)需給調整の円滑なる運営をはかること、等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第三六一七号 昭和三十五年五月二十六日受理

林業種苗法の一部改正に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市一の沢町三一七栃木県山林種苗協同組合内 鈴木太郎 外二十六名

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第三六一六号と同じである。

第三六二三号 昭和三十五年五月二十六日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 長野市大字南長野南県町六八七長野共済会館内長野県農業共済職員会連合会内 遠藤勉外八百十四名

紹介議員 小山邦太郎君

現在、農業災害補償制度の根本改正のため、中央において種々検討がつづけられているが、農業災害の態様が急変安定したとはいえず、昨年の七号及び十五号台風等依然として災害が襲つており、農業災害対策の確立はむしろ強い世論となつてゐる。これに対しては農業災害補償制度が社会保険の方向で所

得補償の保険方式によつて農家負担の軽減と損害補てんの充実を実現して、災害対策の骨幹とし、農家が災害に對しその生活と再生産を確保することを要望するとともに、この改正に關し、現在大きな不安の中で容易でない事業推進に直接あたつてゐる農業共済職員的身分等に関し、農業共済職員に離職等犠牲者を出さないよう完全雇用の措置をとると同時に、その身分安定措置を確立し、全国的に体系ある改善方途を實現せられたいとの請願。

第三六三七号 昭和三十五年五月三十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡福富村大字福富二、七三八 鐘ケ江秋男外八百八十一名

紹介議員 鍋島直紹君

この請願の趣旨は、第三六二三号と同じである。

第三六四八号 昭和三十五年六月一日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 福井市御屋形町福井県農業共済職員協会の内 山本久三外二百四十六名

紹介議員 高橋 衡君

この請願の趣旨は、第三六二三号と同じである。

第三六三四号 昭和三十五年五月二十八日受理

農業災害補償制度改正に関する請願
(六通)

請願者 茨城県東茨城郡常北町石塚 檜山武夫外三万二千八百八十八名

紹介議員 郡 祐一君

農業災害補償制度の改正にあつて、(一)国の助成をふやし、農民の負担を軽くすること、(二)災害があつたときは、共済金を十分に支払うこと、(三)災害がないときは無事とどしをする(四)損害評価は、みんなが納得できるようにすること、(五)共済金は早く支払うこと、(六)病害虫防除施設については国が助成すること、(七)家畜特殊伝染病について、国は特別の助成措置を講ずること、(八)建物共済は国による再保険措置を講ずること等の実現を圖られたいとの請願。

第三六四七号 昭和三十五年六月一日受理

国産大豆の取扱ひに関する請願
請願者 長野県中野市大字中野五五六北信商事株式会社 社取締役社長 徳武博外一名

紹介議員 木内 四郎君

輸入大豆A A制の実施に際し、国産大豆保護のため、生産者団体のみを自主調整機関に指定し、内地出回り品の入割以上の取扱ひ実績を有する集荷商を、除外しようとしてゐるが、これは集荷業者の生活権をおびやかす不当な措置であるから、生産者団体と商人系の二元集荷の方策を講ぜられたいとの請願。

六月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に關する特別措置法案

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に關する特別措置法案

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案

付けられる場合は二十万円」とする。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に關する特別措置法案

第二条 都道府県が、水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの（暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）で政令で定める地域に発生したチリ地震津波災害を受けたものの災害復旧事業であつてその工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九の範囲内で政令で定める率を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が二分の一をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

1 都道府県が、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に係る漁民の漁業施設、住宅等の被害の大きい部落で政令で定めるもの（以下「特別被害漁村」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合の必要とする特定漁

業施設設置費につき、当該漁業協同組合に対し、二分の一を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が二分の一をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

2 前項の特定漁業施設設置費とは、同項の漁業協同組合が特別被害漁村の区域内に住所を有する組合員の共同利用に供するための漁業施設（網漁具を含む。）で政令で定めるものを設置するために要する経費をいうものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

1 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害（以下「チリ地震津波災害」という。）に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県

に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船でチリ地震津波災害を受けたものの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）をチリ地震津波災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年六月二十一日印刷

昭和三十五年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局